

当院の医薬品供給対応体制について

当院では、質の高い医療を継続して提供するため、厚生労働省が定める施設基準である「地域支援・医薬品供給対応体制加算」の届出を行い、以下の体制を整備しています。

1. 後発医薬品の積極的な採用

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用を積極的に進めています。採用にあたっては、

- 品質の確保
- 十分な情報提供
- 安全性・有効性の確認

といった当院基準を満たした製品を選択しています。

2. 医薬品の安定供給体制

一部医薬品では全国的に供給不足が続いています。当院では、治療に支障が出ないように、以下の対応を行っています。

- 適切な処方変更

必要な医薬品が入手困難な場合、医師が代替薬の選択や投与日数の調整など、適切な処方対応を行います。

- 地域医療機関との連携

地域の医療機関と情報共有を行い、在庫確保や供給状況の把握に努めています。

3. 医薬品変更時のご説明

供給状況により、通常処方している薬剤から別の薬剤へ変更となる場合があります。その際には、医師または薬剤師が事前に十分な説明を行い、ご理解をいただいた上で対応いたします。

患者様にはご不便をおかけする場合もございますが、

安全で確実な治療を継続するための取り組みです。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。